

2020年5月28日
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

SNS上の誹謗中傷問題に対する緊急声明

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（会長：会田 容弘 略称 JAIPA）は、インターネットサービスに係る事業者団体として、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会※1に参加し、インターネット上の誹謗中傷など他人の権利を侵害する書き込みに対して、削除や発信者情報開示に関するガイドライン策定に長年かかわってきました。

インターネット上の権利侵害に対しては、プロバイダ責任制限法※2に削除や発信者情報の開示に関する規定があり、当協会に所属する電気通信事業者各社においては、法令に基づきこれらの対応を行っています。

現在の法令および運用には、権利侵害の防止・救済のために不十分な点があるとの指摘もあり、4月には総務省において発信者情報開示の在り方について検討が始まりました。当協会も引き続きこの検討に協力していく考えです。

一方で表現の自由や知る権利の確保も重要です。特に、発信者の住所氏名などが安易に開示されてしまうようになれば、人々の表現自体を大きく萎縮させてしまう懸念もありますし、その情報を悪用される事例もあることから、開示が認められる条件や手続きについては、さまざまな当事者の意見を慎重に検討する必要があります。

何よりも重要なのは、誹謗中傷などの被害に苦しむ人をこれ以上出さないことです。

当協会は「ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会※3」に参加し、ネット上の誹謗中傷など他人を傷つけるような書込み・拡散の防止のための啓発に取り組んできましたが、今後も関係省庁や関連団体との連携を一層強化して、インターネットの適正な利用に取り組んでまいります。

当協会は引き続きこれらの取り組みを通じて、インターネットの健全な発展のために尽力してまいります。

※1 <http://www.isplaw.jp/>

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

※3 <https://www.fmmc.or.jp/net-shakai/>